

公立大学法人 都留文科大学
情報セキュリティポリシー（基本方針）

公立大学法人 都留文科大学

第1章 情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 公立大学法人都留文科大学（以下「本学」という。）は、本学の理念である「グローバル化・情報化の進展に伴い専門的な知識のみならず幅広い教養を備えた職業人・社会人育成」を実現するために、その研究活動や教育及び大学運営の過程において、多種多様な情報資産を取り扱っている。

本学の理念を実現するためには、情報資産の取り扱いのみならず、本学の保有する情報資産の情報セキュリティを確保する必要があるため、本学の情報資産を管理・運用又は利用するための包括的な指針として、公立大学法人都留文科大学情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を定める。

(定義)

第2条 ポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号のとおりとする。

- (1) 情報システム 情報処理及び情報ネットワークに係るシステムであって、本学情報ネットワークに接続する機器又は接続する可能性のある機器を含む次のものをいう。
 - ア 本学により、所有又は管理されているもの
 - イ 本学との契約あるいは他の協定に従って提供されるもの
- (2) 情報資産 情報システム並びに情報システム内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報をいう。
- (3) 教職員等 本学が雇用する教員（特任教員及び非常勤講師を含む。）、事務職員及び相談員等をいう。
- (4) 学生等 本学に在籍する学生、委託学生、研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生をいう。
- (5) 情報利用者 教職員等及び学生等で、本学情報システムを利用する許可を受けて利用するもの及び教職員等並びに学生等以外の者で、本学情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用するものをいう。
- (6) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (7) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報機器による情報処理の用に供されるものをい

う。

(8) インシデント 情報セキュリティに関し、意図的又は偶発的に生じる、本学規程及び法律に反する事故又は事件をいう。

(9) クライアント機器 クライアント機器とは、学内で使用される情報機器等（個人が所有するものを含む。）あって、学内ネットワークに接続可能な装置をいう。

(適用範囲及び責務)

第3条 ポリシーの対象範囲は、本学で扱うすべての情報資産とする。

2 情報利用者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務等の遂行に当たってはポリシー、情報セキュリティ関連諸法規及び本学が定める規程等を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ管理体制)

第4条 本学の情報資産について、教職員等及び学生等が一体となって情報セキュリティ対策を推進・管理するための体制を確立するものとする。

(情報資産の分類)

第5条 情報資産は、機密性、完全性及び可用性を踏まえ、別に定める重要性分類に従って分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

(情報資産への脅威)

第6条 ポリシーは、次に掲げる情報資産に関わる脅威に対処するものとする。

- (1) 部外者による故意の不正アクセス又は不正操作によるデータやプログラムの持出・盗聴・改ざん・消去、機器及び媒体の盗難等
- (2) 情報利用者による意図しない操作、故意の不正アクセス又は不正操作によるデータやプログラムの持出・盗聴・改ざん・消去、機器及び媒体の紛失・盗難及び規定外の端末接続によるデータ漏えい等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障等による業務の停止

(情報セキュリティ対策)

第7条 前条の脅威から情報資産を保護するために、次に掲げる情報セキュリティ対策を講

ずるものとする。

- (1) 情報資産への損傷、妨害等から保護するための物理的な対策
- (2) 全ての情報利用者に対しポリシーの内容を周知徹底するための教育及び啓発
- (3) 外部からの不正アクセス等から情報資産を適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御等の技術面の対策
- (4) ポリシーの遵守状況の確認等の運用面の対策及び緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための危機管理

(ポリシーの評価と更新)

第8条 ポリシーの遵守状況や有効性等を定期的に評価し、改善が必要と認められた場合には、速やかに実効性のあるポリシーに更新しなければならない。

(基本方針の公開について)

第9条 ポリシーのうち、情報セキュリティ基本方針については原則公開とする。